

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行（行政管理課）	1
◎県の加入しない一部事務組合又は広域連合の設置等の許可の基準及び標準処理期間の定め及び告示の廃止（市町村振興課）	4

規 則

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成23年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第48号

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成23年高知県条例第22号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第49号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の(7)の表1の(4)の項中「報告及び」を「要領の」に改め、同表の1の(9)の表1の(18)の項中「、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合」を「及び広域連合」に、「第284条第2項、第3項、第5項及び第6項」を「第284条第2項及び第3項」に改め、同表の1の(9)の表中1の(23)の項から1の(25)の項までを削り、1の(26)の項を1の(23)の項とし、1の(27)の項を1の(24)の項とし、1の(28)の項を1の(25)の項とし、1の(29)の項を1の(26)の項とし、1の(30)の項を1の(27)の項とし、同表の1の(9)の表1の(31)の項中「(30)」を「(27)」に改め、同項を同表の1の(9)の表1の(28)の項とし、同表の1の(9)の表8の項中「策定(」を「策定及び総務大臣への提出(」に、「第3条第1項、第3項及び第5項」を「第3条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の10の(7)の表4の(9)の項を削り、同表の10の(7)の表4の(10)の項を同表の10の(7)の表4の(9)の項とし、同表の10の(7)の表4の(11)の項中「(10)」を「(9)」に改め、同項を同表の10の(7)の表4の(10)の項とし、同表の12の(7)の表1の(3)の項中「に係る」を「に係る市町村からの協議及び町村に対する」に改め、同表の12の(7)の表1の(4)の項中「変更及び」を「変更並びに」に、「に係る」を「に係る市町村からの協議及び町村に対する」に改め、同表の12の(11)の表1の(2)の項中「認可(法第4条第4項」を「関係地方公共団体からの協議及び同意(河川管理者及び海岸管理者への協議を含む。)並びに届出の受理(法第4条第4項、第5項及び第8項」に改める。

附 則

この規則中別表第3の1の(7)の表1の(4)の項の改正規定、同表の1の(9)の表の改正規定（同表の1の(9)の表8の項の改正規定を除く。）及び同表の10の(7)の表の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成23年8月2日から施行する。

告 示

高知県告示第496号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

平成23年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 補助執行させる事務

(1) 次の表に掲げる法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）の規定により行政庁（整備法第47条に規定する行政庁をいう。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）への移行に関する事務

(ア) 整備法第44条の認定（整備法第100条）

(イ) 整備法第44条の認定に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（整備法第103条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号。以下この号において「整備府令」という。）第11条第3項第10号）

(ウ) 整備法第44条の認定に関する許認可等行政機関等及び旧主務官庁からの意見聴取並びに警察庁長官等からの意見聴取前の欠格事由の調査（整備法第104条第1項において読み替えて準用する認定法第8条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。次号において「認定府令」という。）第6条第1項並びに整備法第104条第2項）

(エ) 整備法第44条の認定に係る申請書の提出を受けた旨等の旧主務官庁への通知（整備法第105条）

(オ) 公益法人への移行の登記の完了の届出の受理（整備法第106条第2項）

(カ) 公益法人への移行の登記の完了の届出があった旨の公示及び旧主務官庁からの事務の引継ぎ（整備法第108条）

(キ) 公益法人への移行の登記をすべき旨の催告及び当該登記を怠ることによる整備法第44条の認定の取消し（整備法第109条第1項）

(ク) 公益法人への移行の登記を怠ることにより整備法第44条の認定を取り消した旨の旧主務官庁への通知及び公示（整備法第109条第2項及び同条第3項において準用する認定法第29条第4項）

イ 通常の一般社団法人及び一般財団法人への移行に関する事務

(ア) 整備法第45条の認可（整備法第117条）

(イ) 整備法第45条の認可に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（整備法第120条第1項及び整備府令第31条第8号）

(ウ) 整備法第45条の認可に関する旧主務官庁からの意見聴取（整備法第120条第4項）

(エ) 整備法第45条の認可に係る申請書の提出を受けた旨等の旧主務官庁への通知（整備法第120条第5項）

(オ) 一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記の完了の届出の受理（整備法第121条第1項において準用する整備法第106条第2項）

- (カ) 公益目的財産額及びその計算を記載した書類等の受理（整備府令第33条第1項）
- (キ) 公益目的財産額の額等に係る通知（整備府令第33条第3項及び第4項）
- (ク) 偽りその他不正の手段により整備法第45条の認可を受けたことによる同条の認可の取消し（整備法第131条第1項）
- (ケ) 一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記をすべき旨の催告及び当該登記を怠ることによる整備法第45条の認可の取消し（整備法第131条第2項において読み替えて準用する整備法第109条第1項）
- (コ) 偽りその他不正の手段により整備法第45条の認可を受けたこと並びに一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記を怠ることにより同条の認可を取り消した旨の旧主務官庁への通知（整備法第131条第3項において準用する整備法第109条第2項）
- ウ 移行法人（整備法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下この号において同じ。）の監督に関する事務
 - (ア) 公益目的支出計画（整備法第123条第1項に規定する公益目的支出計画をいう。以下この号において同じ。）の履行を確保するための移行法人の監督（整備法第123条第2項）
 - (イ) 公益目的支出計画の実施が完了したことの確認（整備法第124条）
 - (ウ) 移行法人から提出される公益目的支出計画の実施が完了したことの確認請求書の受理（整備府令第34条）
 - (エ) 公益目的支出計画の変更の認可（整備法第125条第1項）
 - (オ) 公益目的支出計画の変更の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（整備府令第36条及び同条第4号）
 - (カ) 公益目的支出計画の変更等の届出の受理（整備法第125条第3項）
 - (キ) 移行法人の合併届出書の受理及び当該合併届出書の添付書類の決定（整備法第126条第1項及び整備府令第38条第5項第6号）
 - (ク) 合併後存続する法人及び合併により設立する法人で移行法人とみなされるものの監督等（認可行政庁が2以上あるときの協議を含む。）（整備法第126条第3項）
 - (ケ) 合併により公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたとみなされた旨の届出の受理（整備法第126条第6項）
 - (コ) 移行法人から提出される計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の受理（整備法第127条第3項）
 - (サ) 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写並びに

- 閲覧所の決定及び当該閲覧所の場所の公示（整備法第127条第4項及び整備府令第45条）
- (シ) 移行法人に対する措置催告及び措置命令（整備法第129条）
- (ス) 移行法人の清算時の残余財産の処分承認（整備法第130条）
- (セ) 移行法人の清算時の残余財産の処分承認申請書の受理及び当該承認申請書の添付書類の決定（整備府令第48条第2項及び同項第6号）
- (ソ) 移行法人が認定法第4条の認定を受けた場合の公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたとみなされた旨の届出書の受理及び当該届出書の添付書類の決定（整備法第132条第2項及び整備府令第49条第4号）
- エ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務
 - (ア) 高知県公益認定等審議会への諮問（整備法第138条第2項において読み替えて準用する整備法第133条第2項、第3項（第3号を除く。）及び第4項）
 - (イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告（整備法第139条において読み替えて準用する認定法第44条第2項）
 - (ウ) 届出書類の写し並びに計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の写しの高知県公益認定等審議会への送付等（整備法第140条において読み替えて準用する整備法第135条（第2項第4号を除く。））
 - (エ) 高知県公益認定等審議会からの催告の受領及び当該催告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告（整備法第141条において読み替えて準用する整備法第136条第1項及び第3項）
- オ その他の事務
 - 官庁等に対する照会及び協力依頼（整備法第142条において準用する認定法第56条）

法人の名称
財団法人高知県警察職員互助会
財団法人高知県警察義会
社団法人高知県防犯協会
社団法人高知県警備業協会
社団法人高知県交通安全協会
社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会
社団法人高知県指定自動車学校協会

- (2) 国家公安委員会の所管事項に係る事業を主たる目的とする法人（公益財団法人暴力追放高知県民センター及び前号の

- 表に掲げる法人のうち整備法第44条の認定を受けた法人を含む。）に係る認定法の規定により行政庁（認定法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う事務のうち、次に掲げる事務
 - ア 公益法人の認定に関する事務
 - (ア) 公益認定（認定法第4条の認定をいう。以下この号において同じ。）（認定法第5条）
 - (イ) 公益認定に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（認定法第7条第1項及び認定府令第5条第3項第7号）
 - (ウ) 公益認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（認定法第8条及び認定府令第6条第1項）
 - (エ) 公益認定をした旨の公示（認定法第10条）
 - (オ) 変更の認定（認定法第11条第1項）
 - (カ) 変更の認定申請書の受理及び当該認定申請書の添付書類の決定（認定法第11条第2項及び認定府令第8条第2項第3号）
 - (キ) 変更の認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認定をした旨の公示（認定法第11条第4項において準用する認定法第8条及び認定府令第6条第1項並びに認定法第11条第4項において準用する認定法第10条）
 - (ク) 変更の認定を受けた公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該変更の認定が合併に伴うものである場合の当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（認定府令第8条第3項及び第4項）
 - (ケ) 他の公益法人との合併に伴う変更の認定等に係る関係行政庁への通知（認定府令第9条）
 - (コ) 行政庁の変更を伴う場合の変更の認定申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（認定法第12条）
 - (サ) 行政庁の変更を伴う変更の認定申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知（認定府令第10条第2項）
 - (シ) 行政庁の変更を伴う変更の認定をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定（認定府令第10条第3項）
 - (ス) 変更の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（認定法第13条）
 - イ 公益法人の計算等及び合併等に関する事務
 - (ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定（認定法第22条第1項及び認定府令第38条第1項第3号）

<p>(イ) 財産目録等の閲覧及び謄写並びに当該閲覧及び謄写を行う場所の決定並びに当該場所の公表（認定法第22条第2項及び第3項並びに認定府令第39条）</p> <p>(ウ) 公益法人の合併等の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（認定法第24条）</p> <p>(エ) 公益法人の合併の届出をし、当該合併により存続する公益法人に名称等の変更があるときの当該変更の届出並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（認定府令第41条第3項及び第4項）</p> <p>(オ) 公益法人の合併による地位の承継の認可（認定法第25条第2項）</p> <p>(カ) 公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（認定法第25条第4項において読み替えて準用する認定法第7条第1項及び認定府令第42条第2項第3号）</p> <p>(キ) 公益法人の合併による地位の承継の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに当該認可をした旨の公示（認定法第25条第4項において準用する認定法第8条及び認定府令第6条第1項並びに認定法第25条第4項において準用する認定法第10条）</p> <p>(ク) 公益法人の合併による地位の承継の認可を受けて設立した公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（認定府令第42条第3項及び第4項）</p> <p>(ケ) 公益法人の合併による地位の承継の認可に係る関係行政庁への通知（認定府令第43条）</p> <p>(コ) 行政庁の変更を伴う場合の公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（認定法第25条第4項において読み替えて準用する認定法第12条）</p> <p>(サ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可申請に対する処分をした旨の合併により消滅する公益法人を所管する行政庁への通知（認定府令第10条第2項）</p> <p>(シ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定（認定府令第10条第3項）</p> <p>(ス) 公益法人の解散の届出等の受理並びに公益法人の解散及び清算終了の届出があった旨の公示（認定法第26</p>	<p>条）</p> <p>ウ 公益法人の監督に関する事務</p> <p>(ア) 公益法人に対する報告の徴収及び立入検査（認定法第6条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。）並びに当該公益法人から提出を求める報告書の様式等の明示（認定法第27条第1項及び第59条並びに認定府令第45条第2項）</p> <p>(イ) 公益法人に対する措置勧告及び当該措置勧告の内容の公表並びに公益法人に対する措置命令及び当該措置命令をした旨の公示（認定法第28条第1項から第4項まで）</p> <p>(ウ) 公益法人に対する措置勧告及び措置命令に関する許認可等行政機関等からの意見聴取（認定法第28条第5項）</p> <p>(エ) 公益認定の取消し（認定法第29条第1項及び第2項）</p> <p>(オ) 公益認定の取消しに関する許認可等行政機関等からの意見聴取（認定法第29条第3項において準用する認定法第28条第5項）</p> <p>(カ) 公益認定を取り消した旨の公示及び当該公益認定を取り消した公益法人の名称の変更の登記の嘱託（認定法第29条第4項及び第6項）</p> <p>(キ) 公益目的取得財産残額及び金銭贈与契約が成立した旨の通知（認定法第30条第4項）</p> <p>(ク) 公益目的取得財産残額の変動の報告書の受理（認定府令第50条第1項）</p> <p>(ケ) 公益目的取得財産残額の増額及び減額の決定（認定府令第50条第4項）</p> <p>(コ) 公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告書の受理（認定府令第51条第1項）</p> <p>(サ) 許認可等行政機関等からの公益法人に対する措置が必要である旨の意見の受領（認定法第31条）</p> <p>(シ) 公益法人への移行の登記を完了した公益法人から提出される財産目録等の受理（認定府令附則第4項）</p> <p>エ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務</p> <p>(ア) 高知県公益認定等審議会への諮問（認定法第51条において読み替えて準用する認定法第43条第1項及び第3項）</p> <p>(イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告（認定法第52条において読み替えて準用する認定法第44条第2項）</p> <p>(ウ) 届出書類の写し及び財産目録等の写しの高知県公益認定等審議会への送付等（認定法第53条第2項において読み替えて準用する認定法第45条（第3項第3号及び第5号を除く。））</p>	<p>(エ) 高知県公益認定等審議会からの勧告の受領及び当該勧告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告（認定法第54条において読み替えて準用する認定法第46条第1項及び第3項）</p> <p>オ その他の事務</p> <p>(ア) 官庁等に対する照会及び協力依頼（認定法第56条）</p> <p>(イ) 公益法人に関する情報の提供（認定法第57条）</p> <p>(3) 財団法人高知県警察職員互助会及び財団法人高知県警察義会に係る保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下この号において「改正法」という。）附則及び改正法附則において読み替えて準用する改正法第1条の規定による改正後の保険業法（平成7年法律第105号）（以下この号において「新保険業法」という。）並びに認可特定保険内閣府、総務省、法務省、令第1号。以下この号において「命令」という。）の規定により行政庁（改正法附則第34条の2第1項に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う次に掲げる事務</p> <p>ア 特定保険業の認可（改正法附則第2条第1項の認可をいう。以下この号において同じ。）（同条第7項）</p> <p>イ 特定保険業の認可に係る予備審査（命令第105条第2項）</p> <p>ウ 特定保険業の認可に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（改正法附則第2条第2項及び命令第4条第17号）</p> <p>エ 特定保険業の認可の取消し後の認可取消業者（改正法附則第2条第10項に規定する認可取消業者をいう。）による保険契約に係る業務及び財産の管理に係るやむを得ない事由の承認及び終了日の指定（同条第11項）</p> <p>オ 保険契約管理業者（改正法附則第2条第12項に規定する保険契約管理業者をいう。）からの特定保険業を廃止したとき等の届出の受理（同条第13項）</p> <p>カ 特定保険業に係る会計から他の会計への資金運用等に係る承認（改正法附則第4条第7項ただし書）</p> <p>キ 特定保険業に係る会計から他の会計への資金運用等に係る承認申請書の受理（命令第67条第1項）</p> <p>ク 認可特定保険業者（改正法附則第2条第7項第1号に規定する認可特定保険業者をいう。以下この号において同じ。）の目的、事務所の所在地等の特定保険業に関する事項に係る定款の変更の認可（改正法附則第4条第8項）</p> <p>ケ 認可特定保険業者の目的、事務所の所在地等の特定保険</p>
--	---	---

<p>業に関する事項に係る定款の変更の認可申請書の受理（命令第68条）</p> <p>コ 認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準の制定（改正法附則第4条第10項）</p> <p>サ 特定保険業の認可を受けてから6月以内に特定保険業を開始しないことの承認（改正法附則第4条第20項第4号）</p> <p>シ 特定保険業の認可を受けてから6月以内に特定保険業を開始しないことの承認申請書の受理（命令第104条）</p> <p>ス 特定保険業の認可を取り消したとき等の官報での告示（改正法附則第4条第21項）</p> <p>セ 改正法附則及び改正法附則において読み替えて準用する新保険業法の規定による認可等に係る条件の付与及び変更（改正法附則第33条の2第1項）</p> <p>ソ 認可特定保険業者の監督その他の改正法附則において読み替えて準用する新保険業法及び命令の規定により行政庁が行う事務</p> <p>2 補助執行させる相手方 高知県警察本部長</p> <p>3 補助執行させる年月日 平成23年8月1日</p> <p>高知県告示第497号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第250条の2第1項及び第250条の3第1項の規定により、県の加入しない一部事務組合又は広域連合の設置等の許可をする際の基準及び標準処理期間を次のとおり定め、平成12年4月高知県告示第264号（県の加入しない一部事務組合等の設置等を許可又は認可する際の基準及び標準処理期間）は、廃止する。</p> <p>平成23年8月1日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>		
許可の内容	許可の基準	許可の標準処理期間
1 県の加入しない一部事務組合又は広域連合の設置の許可（法第284条第2項又は第3項）	次のいずれにも該当しないこと。 （1） 法に定められた手続により申請されていないこと。 （2） 規約の内容が違法であること。 （3） 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、一部事務組合が共同処理し、又は広域連合が広域にわたり処理す	おおむね3月

	ることが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。	
2 県の加入しない一部事務組合又は広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第286条第1項又は第291条の3第1項）	次のいずれにも該当しないこと。 （1） 法に定められた手続により申請されていないこと。 （2） 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、一部事務組合又は広域連合を組織する地方公共団体の数を増減することが著しく不適當であると認められること。	おおむね1月
3 県の加入しない一部事務組合又は広域連合が共同処理し、又は処理する事務の変更の許可（法第286条第1項又は第291条の3第1項）	次のいずれにも該当しないこと。 （1） 法に定められた手続により申請されていないこと。 （2） 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、一部事務組合が共同処理し、又は広域連合が処理する事務の変更が著しく不適當であると認められること。	おおむね1月
4 県の加入しない一部事務組合又は広域連合の規約の変更の許可（法第286条第1項又は第291条の3第1項）	次のいずれにも該当しないこと。 （1） 法に定められた手続により申請されていないこと。 （2） 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、一部事務組合又は広域連合の規約の変更が著しく不適當であると認められること。	おおむね1月
5 県の加入しない広域連合	次のいずれにも該当しないこと。	おおむね3月

の解散の許可（法第291条の10第1項）	（1） 法に定められた手続により申請されていないこと。 （2） 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、広域連合の解散が著しく不適當であると認められること。	
----------------------	---	--